

令和元年 7月2日

保護者のみなさま

茨木市教育委員会
教育長 岡田 祐一

茨木市立小・中学校における「組立体操」のガイドラインについて

盛夏の候、みなさまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市教育活動全般にわたり、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日、運動会における組立体操の実施においては、「組立体操における事故防止のためのガイドライン」に基づき、技の制限を行う旨の通知を配布させていただきましたが、このたび、令和元年6月11日に大阪府教育庁教育振興室保健体育課より「運動会・体育大会等における組立体操について」の通知がありました。この通知を受け、児童・生徒のより確実な安全確保の観点から、以下のとおりガイドラインを変更いたします。

各小・中学校では、ガイドラインに基づいた実施計画を作成し、安全に十分配慮し取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

(旧) 組立体操における事故防止のためのガイドライン

- ①一人の児童に二人分以上の負荷がかかるポジションがある技は実施しない。
- ②最上位の児童の足元の高さが、2mを越える技は実施しない。
- ③跳んだり、倒れたりしてきた児童を受け止める技は実施しない。
(トラストフォールなど)



(新) 組立体操における事故防止のためのガイドライン

- ①一人の児童・生徒に二人分以上の負荷がかかるポジションがある技は実施しない。
- ②最上位の児童・生徒の足元の高さが、2mを越える技は実施しない。
- ③跳んだり、倒れてきたりした児童・生徒を受け止める技は実施しない。
(トラストフォールなど)
- ④両足が地面に接地していない児童・生徒の上に乗る技は実施しない。

*この基準は、小・中学生向けに設定しています。中学校においても同様にガイドラインに基づいた実施計画の作成を行います。

問い合わせ先
茨木市教育委員会 学校教育推進課
TEL 072-620-1683